

令和2年7月13日

教職員各位

農学部長 村 山 秀 樹

出張講義等への対応について（通知）

「出張講義等の対応について」7月10日付け総合対策本部第43号通知に基づき、農学部における出張講義等への対応については下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

高等学校等で実施する出張講義等については、原則として、次の全てに該当するもので、学部長の許可を得た上で実施することができることとします。

なお、実施を希望する場合には、実施計画書を総務課（企画広報室）に提出し、学部長の許可を得てください。

- (1) 実施地域は、山形県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県及び新潟県とする。
- (2) 宿泊は伴わないものとする。（日帰りでも可能なもの）
- (3) 移動は公共交通機関を使わないものとする。（移動は自動車に限る。）
- (4) 3密を回避した講義等とする。

ただし、宿泊先が実家等の場合で上記(2)以外の条件を全て満たしている場合には、学部長の許可を得た上で、宿泊を伴う出張を可能といたします。

以 上

# 出張講義等実施計画書

申請者（氏名）：

実施予定日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
実施場所	学校名等： 住 所：
実施内容	（3密を回避して実施する内容などを記入してください。）
移動手段	
その他特記事項	